

令和4年度

地域再生活動の次世代への承継事業

応募要領

兵庫県丹波県民局県民交流室たんば共創課

## 1 事業の概要

丹波地域における小規模集落の数が 100 カ所に達するなど、地域活動の担い手の高齢化や後継者不足が顕著となり、将来を見据えた活動の継続が困難な現状にある。

そこで、これまでに地域が取り組んできた自主的・主体的な地域活性化の取組や様々な活動ノウハウを次世代に承継し、小規模集落の継続的な活性化を図る。

## 2 補助の要件

### (1) 対象事業・取組

若手移住者や現役・子育て世代、学生が地域活動に参画し、活動のノウハウや様々な地域資源、地域活性化の取組を次世代に承継する取組を対象とする。

既存事業の継続は原則として補助対象としないが、既存事業に新たな取組を加え、拡大・発展させる事業は対象とする。なお、若手移住者や現役・子育て世代、学生等の事業参画を要件とし、ハード事業が全体の 2 分の 1 を超えないこととする。

### (2) 対象外事業

以下に掲げる事業は対象外事業とする。また、市が類似の助成を行っている事業の場合は、市の助成事業を優先して申請すること。

- ア 団体及び団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業
- イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- ウ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業
- エ 毎年など定期的に実施されている又は実施されていた事業
- オ 単なる備品購入、施設整備で完結する事業
- カ 同一の事業内容について県から他の助成金を受けている事業

### (3) 補助対象者

丹波県民局管内の小規模集落（概ね高齢化率が 40 パーセント以上かつ 50 世帯未満の集落）、又は小規模集落を含む小学校区単位の地域協議会（自治振興会、まちづくり協議会等、複数の小規模集落又は地域協議会の連携を含む）。

その他の団体（特定非営利活動法人、社団法人等）については、当該団体が所在地を置く小規模集落又は地域協議会の総意として事業を実施する場合に対象とする。

### (4) 補助対象となる事業の実施期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

なお、複数年にわたって補助事業を実施する場合は、年度毎に改めて事業継続申請を行うものとする（各年度予算の成立を前提に、最長 3 年まで補助を予定）。

## 3 補助の決定

### (1) 決定方法

提出された応募書等を基に、審査委員会において総合的な評価を行い、補助事業者及び補助金額を決定する。

なお、令和4年度から新たに本事業を実施する応募者には、必要に応じて、事業内容等の説明（プレゼンテーション）を求める場合があります、説明を求める場合は、別途詳細を応募者に連絡する。

## (2) 主な審査基準

- ・若年世代に承継する地域活動のノウハウや、様々な地域資源、地域活性化の取組等が明確であるか
- ・若手移住者や現役・子育て世代、学生等の若年世代を地域活動に取り込む方法が明確であるか
- ・事業終了後も若年世代を中心とした地域活動の継続が見込まれるか
- ・収支計画に無理がなく、不必要な支出がない等、事業を実施するための経費見積が適切であるか

## 4 補助額の決定

### (1) 補助対象経費

補助対象経費は「地域再生活動の次世代への承継事業」を行うために必要な経費であって、その用途、収入との関係などからみて、必要かつ適切と認めるものに限る。

また、その算定に当たり、補助対象事業に事業収入、参加者負担金、寄附金等の収入があるときは、これらを補助対象経費から控除する。

ただし、参加者負担金、寄附金等については、自ら準備できる自己資金などと内容が類似するものや用途を指定しない一般寄附金などは、その全部又は一部を控除しない扱いをすることがある。

ア 補助対象経費	事業に必要な経費のうち、次のような経費を補助する。
謝金・賃金・旅費	事業の実施により通常の団体活動を超えて必要となる経費 <sup>※1</sup>
需用費	文具等の消耗品、活動資材等
通信運搬費	郵券代等の通信、運送契約等の運搬に要する経費
広報費	PR用チラシ等の作成、イベント開催の広告宣伝費
使用料	会場使用料、機器レンタル・リース料
備品購入費	概ね1年以上の使用に耐え、購入価格が5万円以上のもの <sup>※2</sup>
工事請負費	建築、改修、改装等 <sup>※2</sup> に要する経費
その他	県民局で必要と認めた経費

※1 通常の団体活動に伴う経費で申請団体の構成員に係るものは対象外とする。

※2 備品購入費及び工事請負費は、その総額が事業経費の2分の1を超えないこと。

### イ 補助対象外経費

食糧費	会議等での弁当・食事・お酒
その他	領収書がない等用途が不明な経費

### (2) 補助額

事業に要する経費の範囲内で、1団体あたり50万円～100万円/年を上限とする。

(単一集落の場合：最大50万円/年、小学校区単位の協議会等の場合：最大100万円/年)

なお、複数年にわたって補助事業を実施する場合、2年目以降は上記の半額を上限とする。

(3) 補助件数 2件程度

## 5 応募方法

(1) 募集期間 令和4年4月12日(火)～5月10日(火) ※5月10日消印有効

(2) 書類提出先 郵送又は持参にて、下記へ提出すること。  
兵庫県丹波県民局県民交流室 たんば共創課 (丹波の森公苑内)  
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600  
電話：0795-88-5045 FAX：0795-72-0899  
受付時間 9：00～17：30  
休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

(3) 提出書類 ①（別紙様式1）「地域再生活動の次世代への承継事業」応募書  
②（別紙様式2）事業実施計画書  
※様式は「丹波県民局ホームページ」からダウンロードすること。  
(URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/02chiikisaisei.html>)

(4) 提出部数 各8部（正本1部、副本（コピーで可）7部）

## 6 補助金の交付、実績報告、支払（必要な手続は補助事業者に対して別途通知する）

(1) 補助金交付申請書の提出  
補助事業者に決定した場合は、補助金交付申請書及び関係書類を提出すること。

(2) 補助事業実績報告書の提出  
事業完了後に補助事業実績報告書及び関係書類を提出すること。期限は、事業完了後30日以内又は令和4年4月10日のいずれか早い日とする。

(3) 補助金の支払い  
実績報告書を精査のうえ、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座へ補助金を振り込む（後払い）。ただし、必要と認められる場合は、補助金交付決定額の8割を上限として概算払い（前払い）を行う。この場合、必要書類（請求書の他、計画書、理由書等）の提出が必要となる。

## 7 問い合わせ先

兵庫県丹波県民局 県民交流室 たんば共創課 (丹波の森公苑内)  
〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600  
電話：0795-88-5045 FAX：0795-72-0899